

用語の解説

1 人口の基本属性に関する用語

人口

国勢調査で調査した人口は、調査年の10月1日午前零時現在(以下「調査時」という。)の「常住人口」である。

常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法(常住地方式)による人口をいう。

すなわち、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している者」とみなしている。

次の者については、それぞれ以下に述べる場所に「常住している者」とみなして、その場所で調査している。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校又は第134条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に入院・入所している者で、引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国外の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査している。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

日本国内に常住する外国者は、基本的に調査の対象としたが、次の者は調査の対象から除外している。

- 1 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族
- 2 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

面積と人口密度

統計表に掲載してある面積及び人口密度は、国土交通省国土地理院が公表した各年の「全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

ただし、国土地理院が公表した市区町村別面積には、その一部に、

(1) 市区町村の境界に変更等があっても国土地理院の調査が未了のため変更以前の面積が表示されているもの

(2) 境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものがある。

これらについては、調査結果の利用者の便宜を図るため、総務省統計局において面積を推定し、その旨を注記している。したがって、これらの市区町村の面積は、国土地理院の公表する面積とは一致しないことがあるので、利用の際には注意が必要となる。

なお、人口密度については、国勢調査令等によって調査の対象外であった地域の面積を除いて算出している。

人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したもので、全域が人口集中地区となる市区町村の面積は、上記の「全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

人口性比

女性 100 人に対する男性の数をいう。

$$\text{人口性比} = \frac{\text{男性人口}}{\text{女性人口}} \times 100$$

年齢・平均年齢

年齢 調査日前日による満年齢を基に集計している。

10 月 1 日午前零時に生まれた人もそれぞれの調査で 0 歳に含む。

平均年齢 以下の式により算出した。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢(各歳)} \times \text{の各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計}} + 0.5$$

※ 平均年齢に 0.5 を加える理由

国勢調査では、10 月 1 日現在の満年齢(誕生日を迎えるごとに 1 歳を加える年齢の数え方)を用いて集計。10 月 1 日現在で X 歳と 0 日の人も、X 歳と 364 日の人も同じ X 歳として集計していることから、平均年齢を算出する際、X 歳と 0 日から 364 日までの人がいることを考慮し、平均である半年分(0.5 歳)を加えている。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未婚	まだ結婚したことのない人
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
死別	妻又は夫と死別して独身の人
離別	妻又は夫と離別して独身の人

国籍

国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分した。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

- (1) 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人 － 日本
- (2) 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人 － 調査票の国名欄に記入された国

2 世帯・家族の属性に関する用語

世帯の種類 世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒（世帯の単位：棟ごと）
学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者（世帯の単位：棟ごと）
病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者（世帯の単位：棟ごと）
老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者（世帯の単位：中隊又は艦船ごと）
自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者（世帯の単位：建物ごと）
刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他（世帯の単位：一人一人）
定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

世帯主・世帯人員

世帯主 収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によるもの。

世帯人員 世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

A 親族のみの世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯。

B 非親族を含む世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯。

C 単独世帯 世帯人員が一人の世帯。

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II 核家族以外の世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
 - 1) 夫婦と夫の親から成る世帯
 - 2) 夫婦と妻の親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
 - 1) 夫婦と夫の親から成る世帯
 - 2) 夫婦と妻の親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
 - 1) 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - 2) 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
 - 1) 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - 2) 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯
 - 1) 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
 - 2) 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
 - 1) 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
 - 2) 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない世帯

3世代世帯

世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。

したがって、4世代以上が住んでいる場合も含む。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子(中間の世代)がない場合も含む。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含まない。

母子世帯・父子世帯

母子世帯 未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

父子世帯 未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)

上記「母子世帯」及び「父子世帯」のほか、未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員(20歳以上の子供を除く。)から成る一般世帯を含めた世帯を「母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)」として表章した。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯 65歳以上の人一人のみの一般世帯をいう。

高齢夫婦世帯 夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯をいう。

3 住宅・居住地に関する用語

住居の種類

一般世帯について、住居の所有の関係を、次のとおり区分した。

住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物(完全に区画された建物の一部を含む。)一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができる構造になっている場合は、区画ごとに一戸の住宅となる。

住宅以外 寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。

なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

1 主世帯

「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯

(1) 持ち家 居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含む。

(2) 公営の借家 その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

(3) 都市再生機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者 用宿舎)も含む。

(4) 民営の借家 その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

(5) 給与住宅 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

2 間借り 他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合

延べ面積

各居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。

ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれない。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分した。

- 一戸建** 1 建物が 1 住宅であるもの
なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含まれる。
- 長屋建** 二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの
いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。
- 共同住宅** 棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの
なお、1 階が店舗で、2 階以上が住宅になっている建物も含む。
建物の階数により「1・2 階建」、「3～5 階建」、「6～10 階建」、「11～14 階建」、「15 階建以上」の 5 つに区分し、集計している。
- その他** 上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

4 労働・就業の状態に関する用語

労働力状態

15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間(以下「調査週間」という。)に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。

1 労働力人口

就業者と完全失業者を合わせた人

(1) 就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む。)を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

・勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

・事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めた。

①主に仕事

主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

②家事のほか仕事

主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

③通学のかたわら仕事

主に通学していて、そのかわり例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

④休業者

・勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

・事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

(2) 完全失業者

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人。

2 非労働力人口

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

(1) 家事

自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

(2) 通学

主に通学していた場合

(3) その他

上のどの区分にも当てはまらない場合(高齢者など)

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

従業上の地位

就業者について、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分した。

- 1 雇用者** 会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイマーやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
 - (1) 正規の職員・従業員 勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
 - (2) 労働者派遣事業所の派遣社員
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
 - (3) パート・アルバイト・その他
 - ・就業の時間や日数に関係なく「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人
 - ・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
- 2 役員** 会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
- 3 雇人のある業主** 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで雇人がいる人
- 4 雇人のない業主** 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
- 5 家族従業者** 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
- 6 家庭内職者** 家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

産業

就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したもの。(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類)

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類がある。

平成 22 年調査の産業分類は、平成 19 年 11 月に改定された日本標準産業分類を基準としており、大分類が 20 項目、中分類が 82 項目、小分類が 253 項目となっている。

労働者派遣法に基づく派遣労働者は、平成 17 年以前の調査では、「労働者派遣業」に分類していましたが、22 年調査から、派遣先で実際に従事する産業を基に分類する。

< 注意点 >

- 1 仕事をしている事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしている事業所の事業の種類による。
- 2 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類

類によって分類している。

3 本報告書の産業(3部門)の区分は、大分類を次のように集約したものである。

- | | | | |
|-------|---------------------|------------|-----------|
| 第1次産業 | A 農業・林業 | B 漁業 | |
| 第2次産業 | C 鉱業・採石業・砂利採取業 | D 建設業 | E 製造業 |
| 第3次産業 | F 電気・ガス・熱供給・水道業 | G 情報通信業 | |
| | H 運輸業・郵便業 | I 卸売業・小売業 | J 金融業・保険業 |
| | K 不動産業・物品賃貸業 | | |
| | L 学術研究、専門・技術サービス業 | | |
| | M 宿泊業、飲食サービス業 | | |
| | N 生活関連サービス業、娯楽業 | O 教育、学習支援業 | |
| | P 医療、福祉 | Q 複合サービス事業 | |
| | R サービス業(他に分類されないもの) | | |
| | S 公務(他に分類されるものを除く) | | |
| | T 分類不能の産業 | | |

職業

就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいう。(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類)

なお、従事した仕事は二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類による。

5 従業地・通学地に関する用語

従業地・通学地

就業者が従業している、又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分している。

1 自市区町村で従業・通学

従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

- (1) 自宅 従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含む。農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合も含まれる。

- (2) 自宅外

常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合

2 他市区町村で従業・通学

従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆるその市区町村からの流出人口を示すものとなっている。

- (1) 自市内他区 常住地が 20 大都市(東京都特別区部及び政令指定都市をいう)にある人で、同じ市又は東京都特別区内の他の区に従業地・通学地がある

場合

例) 常住地が横浜市瀬谷区にある人で、横浜市中区に従業地・通学地がある場合

(2) 県内他市区町村

従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合

例) 常住地が横浜市瀬谷区にある人で、川崎市川崎区に従業地・通学地がある場合

(3) 他県

従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

《注意点》

1 他市区町村に従業・通学するという事は、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業・通学するためにやってくるということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものとなっている。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことで、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員(雇用者)については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としている。

2 従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村として取り扱っている。

3 ふだん学校に通っていた人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としている。

夜間人口と昼間人口

常住地による人口（夜間人口）

調査時に調査の地域に常住している人口

従業地・通学地による人口（昼間人口）

従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口

[例:A市の昼間人口の算出方法]

A市の昼間人口 = A市の夜間人口 - A市からの流出人口 + A市への流入人口

したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していない。

従業・通学時の世帯の状況

一般世帯について、その世帯員の従業・通学の状況により区分したもの

この分類では、一般世帯を「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに、「通勤・通学者のみの世帯」については通勤者か通学者かにより、また、「その他の世帯」については、通勤・通学者が勤務先・通学先に出かけた後、その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分している。

1 通勤・通学者のみの世帯

世帯員のすべてが通勤・通学者である世帯

(1) 通勤者のみ

世帯員のすべてが通勤者である世帯

(2) 通学者のみ

世帯員のすべてが通学者である世帯

(3) 通勤者と通学者のいる世帯 世帯員に通勤者・通学者ともにいる世帯

2 その他の世帯

通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯

(通勤・通学者以外の世帯員の構成)

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| (1) 高齢者のみ | 65 歳以上の者のみ |
| (2) 高齢者と幼児のみ | 65 歳以上の者と 6 歳未満の者のみ |
| (3) 高齢者と幼児と女性のみ | 65 歳以上の者と 6 歳未満の者と 6～64 歳の女性のみ |
| (4) 高齢者と女性のみ | 65 歳以上の者と 6～64 歳の女性のみ |
| (5) 幼児のみ | 6 歳未満の者のみ |
| (6) 幼児と女性のみ | 6 歳未満の者と 6～64 歳の女性のみ |
| (7) 女性のみ | 6～64 歳の女性のみ |
| (8) その他 | 上記以外 |

7 地域区分に関する用語

都道府県・市区町村

都道府県 国勢調査実施日(10月1日)現在の境界による各都道府県の区域

市区町村 国勢調査実施日(10月1日)現在の境界による各市町村、東京都特別区部の各区及び政令指定市の各区の区域

旧市区町村 平成 22 年調査から、一部の統計表については、「平成の大合併」以前の 結果との比較の便に資するため、平成 12 年 10 月 1 日現在の都道府県及び市区町村の境域に合わせて組み替えた人口も掲載している。

市部・郡部

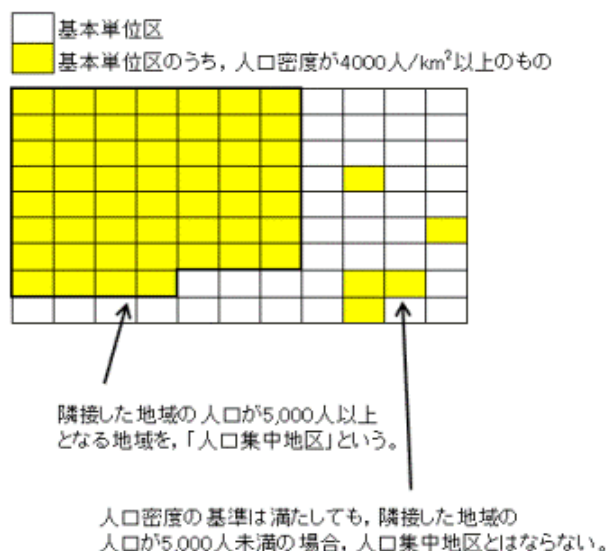
市(東京都特別区部を含む。)の区域をすべて合わせた地域

全国の市部の場合は全国の市の地域全体、都道府県の市部の場合はその都道府県の市の地域全体を意味する。郡部についても同様で、町村の区域をすべて合わせた地域。

人口集中地区

市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上)が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が 5,000 人以上となる地域をいう。

<人口集中地区の概念図>



町丁・字等

おおむね市区町村内の「△△町」、「○○2丁目」、「字□□」などの区域に対応している。

都市計画地域区分

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画(都市計画)で定められた区域であり、都市計画法(昭和43年法律第100号)及びその他の関係法令の適用を受けている土地の範囲をいう。

都市計画による地域区分を基に、調査区を以下のとおり区分した。

A 都市計画区域

I 市街化区域

1 工業区域

[1] 工業A区域

- (1) 工業専用地域
- (2) 工業専用地域とその他
- (3) 工業地域
- (4) 工業地域とその他

[2] 工業B区域

- (5) 準工業地域
- (6) 準工業地域とその他

2 商業区域

[1] 商業A区域

- (7) 商業地域
- (8) 商業地域とその他

[2] 商業B区域

- (9) 近隣商業地域
- (10) 近隣商業地域とその他

3 住居区域

[1] 住居地域

- (11) 準住居地域
- (12) 第二種住居地域
- (13) 第一種住居地域
- (14) 住居地域混合
- (15) 住居地域とその他

[2] 中高層住宅専用地域

- (16) 第二種中高層住居専用地域
- (17) 第一種中高層住居専用地域
- (18) 中高層住居専用地域混合
- (19) 中高層住居専用地域とその他

[3] 低層住居専用地域

(20) 第二種低層住居専用地域

(21) 第一種低層住居専用地域

(22) 低層住居専用地域混合

II 市街化調整区域

III 非線引きの区域

B 都市計画区域以外の区域

各区分の定義は、以下のとおりとする。

市街化区域	すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
工業専用地域	工業の利便を増進するため定める地域
工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域
準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
準住居地域	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域
第二種住居地域	主として住居の環境を保護するため定める地域
第一種住居地域	住居の環境を保護するため定める地域
第二種中高層住居専用地域	主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
第一種中高層住居専用地域	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
第二種低層住居専用地域	主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
第一種低層住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域